

監 査 報 告 書

令和7年5月15日

学校法人智香寺学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人智香寺学園

監事

今岡 蓮雄 

監事

新谷 仁海 

監事

高丹 秀寛 

私たち学校法人智香寺学園の監事は、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人智香寺学園旧寄附行為第15条に基づき、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査をいたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人智香寺学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上